

基礎からのフォレンジック講座 第4回

不正防止・発見と通報制度

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
フォレンジックサービス
パートナー 麻生 裕貴

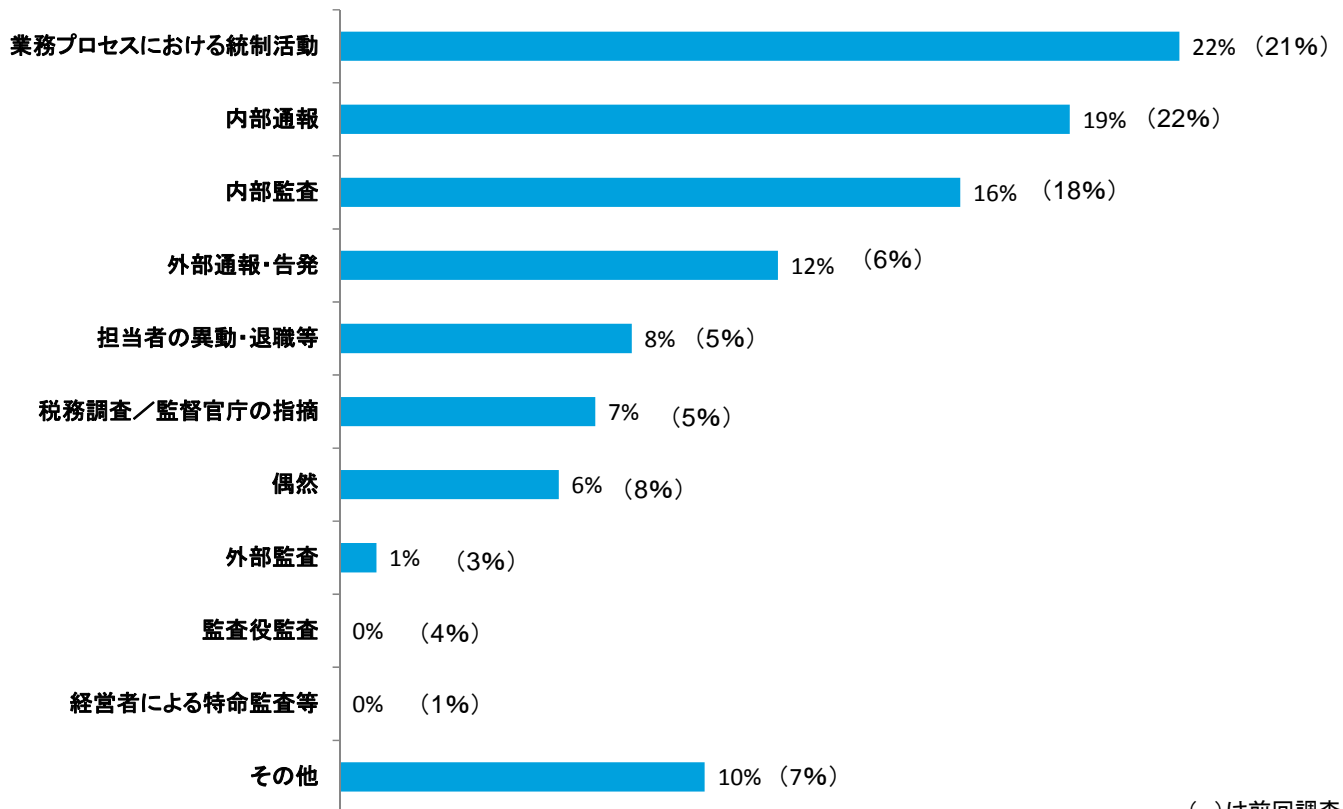
業務監査で不正の端緒を発見するのは困難

いわゆる通常の業務監査で不正の端緒を発見するのは難しく、発見対象とする手口を想定しその発見を目的とした手続きが必要となる。では、不正発見の有効な手段はあるのだろうか。

通報制度は不正発見の有効な手段

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーでは定期的に企業の不正リスク実態調査を実施している。最新の調査結果によると、不正が発覚したルートとしては、多い順に通報による発覚が 3 割程度(内部、外部通報の合計)、次いで業務プロセス上の統制活動から約 2 割となっており、通報制度が不正発見の有効な手段であることを示している(下記、図表参照)。

不正発覚ルート(複数回答)



()は前回調査

出典: デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

一方で海外での同様の調査結果をみると、英米豪からアジア各国まで、どの地域をみても不正のおよそ 5 割が通報によって発見されている。この差は何を物語っているのだろうか。

通報制度に関するグローバル会議での議論や日本での実務経験から、この差は国や地域の文化に根ざしたものではなく、通報制度活性化の努力の度合いによるものであるといえる。通報で命が危険にさらされる国でも長年の努力で通報が活発になっている事実もあり、また、歴史ある日本企業でもトップダウンでのコンプライアンス重視と通報活性化施策により通報制度が有効に機能している例がある。まだ日本の各企業では通報活性化の努力の余地があるだろう。

通報制度はトップの強いコミットメントが必要

具体的には、まず、トップが本気で通報(情報提供)を求めていること、通報は不正の芽を小さなうちに摘むことで一緒に働く仲間を救う手段でもあること、通報によって情報提供者が万が一不利益な扱いを受けたらトップ自らが情報提供者を守ること、などを繰り返し伝えて行くことが必要だ。また、通報窓口で受け付けられた情報は、その後どのようなルールでどのように取り扱われるのかについて透明にすることや、窓口の担当者(情報提供者との接点)の十分なトレーニングなども重要である。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。